

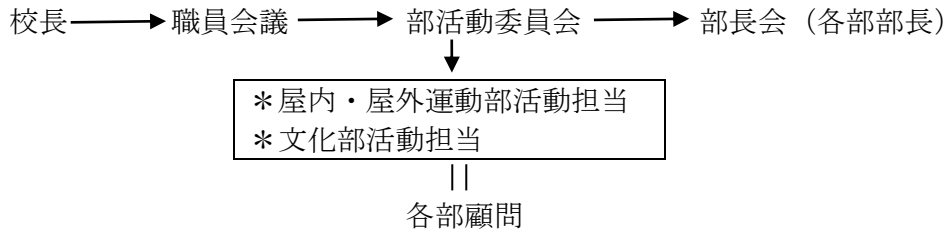
部活動指導計画

1 目的

- ・「自主、友愛、健康」の学校目標の下、共通の目標に向かい、学年の枠を越えた集団活動を通して、調和の取れた人間形成を目指す。
- ・部活動を通し、協力する態度、忍耐力や望ましい人間関係の育成を図るとともに、個性を伸ばし、体力の向上やバランスの取れた心身の成長を目指す。

2 指導組織

(1)組織図



	部活名	顧問名
①	野球部	若林, 杉崎
②	サッカー部	池田, 高橋
③	男子ソフトテニス部	小野寺, 内藤
	女子ソフトテニス部	小澤, 内海
④	男子バスケットボール部	松浦, 伊藤
⑤	女子バドミントン部	須長, 岩松
⑥	吹奏楽部	佐藤, 成澤, 有田
⑦	駅伝部(特設)	高橋, 池田, 岩松, 若林, 内藤

(2)部活動委員会

- ・部活動に関する「規則」、「活動時間」、「予算」、「その他部活動に関する事項」について話し合う。

(3)部長会

- ・部活動委員会指導の下、部活動に関する事項について話し合う。

3 適切な休養日等の設定 『『仙台市運動部活動の方針』に則る。』

(1)原則として、土曜日か日曜日のどちらかを休養日とする。ただし、「ハイシーズン」、「オフシーズン」を考慮して、年間平均で週2日程度の休養日と適切な活動時間を設定する。

(2)学期中の休養日は週2日以上設ける。

- ・平日は少なくとも1日、週末（土曜日及び日曜日）は少なくとも1日以上を休養日とし、祝日、休日も同じ扱いとする。
- ・練習試合や大会参加等で活動した場合には、原則として他の週末に振り替える。

(3)長期休業中の休養日も週2日以上設ける。

- ・学期中に準じるものとし、原則として週末、祝日、休日、学校閉庁日を休養日とする。
- ・ある程度、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

4 活動時間 「開始は帰りの会終了後」

(1)通常時の活動

- ・16時45分終了17時00分完全下校（1年生の活動については顧問が十分に配慮する。）
- ・校長の許可の下、活動時間を延長することができる。※完全下校時刻を守らせる。

(2)1日の活動時間は長くとも、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- ・校長の許可の下、中学校総合体育大会、新人大会等に向けて強化練習期間（ハイシーズン）を設定して、練習をすることができる。
- ・学期中の週末、祝日、休日、長期休業日の平日も同様とする。練習試合や大会参加の場合には、代替の休養日を設ける。

5 活動中止、活動制限について

(1)活動中止

- ・中間考査・・・3日前から活動中止（土・日曜日，祝日を含む）
- ・期末考査・・・5日前から活動中止（同上）
- ・実力考査・・・前日活動中止（同上）
- ・職員会議，PTA総会等

(2)顧問不在時は原則として活動を中止とする。

(3)活動中止期間であっても，公式試合・大会等がある場合，一週間を原則に，保護者の承諾，部活動委員会への報告，校長の承認を得て行う場合がある。

(4)長期休業中の活動については，部活動委員会で別に定める。

(5)屋内・屋外での部活動の活動場所については，平日および休日の時間の割り振りなどは，それぞれの担当が，関係顧問と調整する。

(6)雨天時等の武道館の使用については，屋外の部活動担当が調整する。実施する場合は顧問が付いて活動すること。（土足厳禁とする。）

(7)その他，活動に適さない場合など，活動中止や時間に制限を加える。

6 部活動延長について

(1)校長の許可の下で，活動時間を延長することができる。また，延長は，通常延長と最大延長に分けられる。

(2)活動するときは必ず顧問の指導の下で行う。（顧問不在時は実施できない。）

(3)延長する場合は，職員室前廊下の黒板に記入する。

(4)通常延長は校長の許可の下で行う。通常延長を越えて行うときは（朝練習を含む。），校長の許可の下，保護者の承諾，部活動委員会への報告を行う。

(5)延長は次の通りとする。【()の中は完全下校時間】

期 間	活動終了時間	通常延長時間	最大延長時間
4～11月	16：45（17：00）	17：30（17：45）	18：30（18：45）
12・1月	16：45（17：00）	17：15（17：30）	18：00（18：15）
2・3月	16：45（17：00）	17：30（17：45）	18：30（18：45）

(6)最大延長については，原則として大会の1か月前から可能とし，最大2週間以内の延長を可とする。

(7)朝練習の時間は7：30～8：00とし，必ず顧問が付いて活動する。

7 入退部，転部について

・入退部については，保護者の同意を必要とする。特に，転部の場合は，保護者，顧問，学級担任と連携した上で転部を検討する。

8 1年生の入部について

4月21日（水）までに保護者同意の上，入部届を提出する。生徒→担任→顧問の順で提出する。入部届の提出をもって正式入部とし，4月21日（水）から本入部とする。

※1年生の部活動見学日は 4月15日（木），4月19日（月），4月20日（火）の3日間とし，見学終了16：45（16：55）とする。

9 活動における約束事

(1)学校生活における優先事項を十分に考え，部活動に取り組む。

（学習活動，生徒会活動，委員会活動，学級活動等を部活動より優先する。）

(2)部活動時の服装については，学校の体育着または，各部で統一した活動にふさわしいものとする。

(3)水分補給のために，家庭から飲み物を持参してよいこととする。ただし，活動にふさわしい飲み物とする。

(4)携帯電話の持ち込みや買い食いなどはしない。

(5)携帯電話を学校に持参するときは，承諾書に必要事項を記載し，校長の許可を得ることとする。そして活動時には，部活動顧問に預ける。

10 その他

(1)人数が少なくなり，大会に参加することが困難な場合，部員の募集を行わない。

（中学校総合体育大会および新人大会に2大会連続で参加できないことを目安とする。）

(2)1年生の入部が無かった場合，次年度の部員の募集について検討する。